

コンソーシアムでの申請について

1 申請は幹事団体

申請事業の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムで申請を行うことができます。コンソーシアムを構成する団体(以下、「構成団体」という)から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。

2 コンソーシアムへ期待すること

コンソーシアムでの申請に対し期待することは次のとおりです。

- 各団体のノウハウや知見を共有することで、単独での事業実施よりも大きな事業成果が生み出されること
- 休眠預金等活用事業での資金分配団体としての実績や事務運営能力を有する団体等とのコンソーシアムを組成することにより新規団体の申請が増加すること
- 採択事業終了後は、コンソーシアムの経験により単独でも資金分配団体として申請できるように団体の基盤強化がなされる など

3 コンソーシアム申請の注意点

コンソーシアムで申請する場合の注意点は次のとおりです。採択後にコンソーシアムが想定していたとおり機能しないため、事業の進捗状況に影響が生じた事案も発生しています。申請時点でコンソーシアムを組成する団体間で各団体の役割等を明確に整理することが必要になりますのでご注意ください。

- 公募受付システムで申請する際に、コンソーシアムに関する誓約をしていただきます。その内容を幹事団体だけでなく各構成団体もご確認いただくようお願いします。なお、誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われる場合があります。
- 申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げいただくことになります。
- 幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結していただきますので、申請時にコンソーシアム協定書（案）を検討して作成することをお薦めします。
- 申請時にはコンソーシアム協定書（案）の提出は求めませんが、①コンソーシアムを組成する目的、②各構成団体の担当業務（コンソーシアム協定書別紙2に該当する部分）、③コンソーシアム体制図、④コンソーシアム運営規則（コンソーシアム協定書別紙3に該当する部分）、⑤コンソーシアムにおける本事業の出口戦略を記載した「03 コンソーシアム説明資料」を提出いただきます。

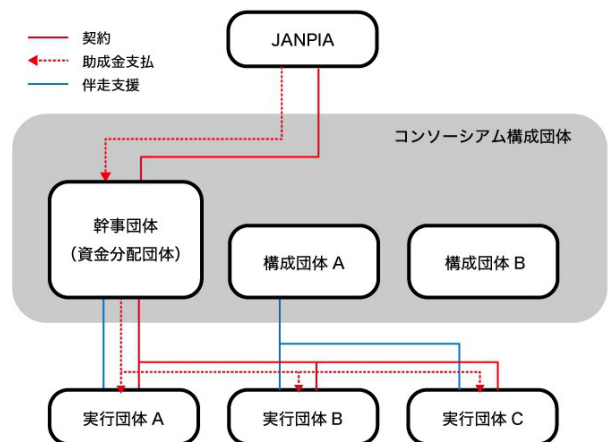
4 コンソーシアム形態

過年度のコンソーシアムを構成した資金分配団体について、資金の分配という視点からその形態を分類すると、幹事団体のみが実行団体に助成を行う形態(単独型)、全ての構成団体が実行団体に助成を行う形態(全部型)、幹事団体および一部の構成団体が実行団体に助成を行う形態(混合型)のコンソーシアムモデルに分類できます。コンソーシアムで事業を行う場合、実行団体への資金の分配方法や進捗管理等について、他の事業と異なる点があるため、申請される前にJANPIA事務局に相談することをお勧めします。

[1] コンソーシアムモデル A(単独型)

幹事団体は資金分配団体としてJANPIAと資金提供契約を締結し、JANPIAから助成を受け、実行団体に資金を分配します。構成団体は特定分野での専門性の共有や地域連携促進など、幹事団体に協力して事業を推進します。

- JANPIA との契約当事者：幹事団体
- 実行団体との契約及び資金分配：幹事団体
- 実行団体への伴走支援：幹事団体・資金分配団体
※いずれも可能

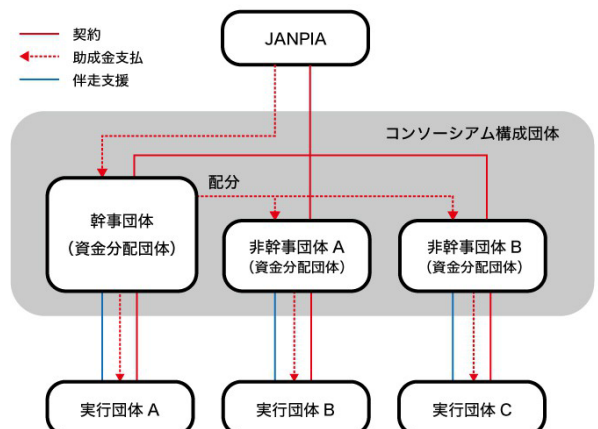


[2] コンソーシアムモデル B(全部型)

全ての構成団体が資金を実行団体に分配する形態も可能です(幹事団体以外で資金分配を行う団体を「非幹事団体」と定義します)。その場合、資金はJANPIAから幹事団体に支払われ、幹事団体から非幹事団体に配分後、全構成団体(幹事団体および非幹事団体)から実行団体に分配します。

本形態では、幹事団体は資金分配団体およびコンソーシアムの代表として、事業についてJANPIAに報告します。また幹事団体のみならず、各非幹事団体も実行団体と資金提供契約を締結し、担当する実行団体の事業の進捗管理・伴走支援等を行います。

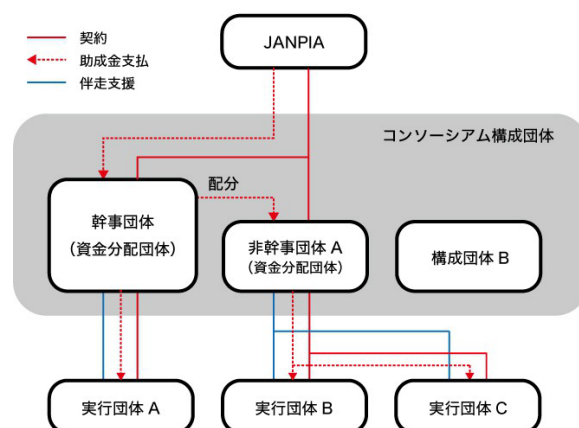
- JANPIA との契約当事者：全ての構成団体
- 実行団体との契約および資金分配：全ての構成団体で対応可能
- 実行団体への伴走支援：全ての構成団体で対応可能



[3] コンソーシアムモデル C(混合型)

上記2つのコンソーシアムの形態を組み合わせた形態として、一部の構成団体(幹事団体および非幹事団体)が実行団体に助成を行う混合型での申請も可能です。全部型と同様に、資金はJANPIAから幹事団体に支払われ、幹事団体から非幹事団体に配分後、幹事団体および非幹事団体から実行団体に分配します。

- JANPIA との契約当事者：幹事団体及び非幹事団体
※図の場合構成団体 B は契約の当事者になれない
- 実行団体との契約および資金分配：一部の構成団体
※図の場合幹事団体及び非幹事団体 A のみ対応可能
- 実行団体への伴走支援：契約した幹事団体及び非幹事団体
※構成団体が実行団体を伴走可能。



採択後は、構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置、連帯責任内容、並びに運営規則等が明記された「コンソーシアム協定書」を提出していただきます。また、JANPIAとの資金提供契約締結時には、参考資料として当該協定書の写しを提出していただきます。